

## 1 見直しの根拠

◆自治基本条例第42条に規定

第42条 市長は、この条例の施行後、4年を越えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

## 2 前回見直し（平成27年4月1日条例改正）

(1) 見直し内容 ※市政の現状を踏まえて条例見直しを検討  
<政令指定都市への移行を踏まえた見直し>

その1 区役所を拠点として、地域の独自性を生かしたまちづくりを柔軟に推進していくことを明記すること。

その2 区におけるコミュニティ活動の連携について明記すること。

34条～36条を追加

(地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携)

第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

(区におけるまちづくり)

第35条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

2 区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

(1) 地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。

(2) 地域における課題を的確に把握すること。

(3) 地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。

(4) 地域における多様な主体と連携すること。

(組織体制の整備等)

第36条 市長等は、区におけるまちづくりを推進するために、必要な組織体制及び人員体制の整備並びに予算の確保に努めます。